

保険金請求時に必要な書類について

■修理費用保険金をご請求の場合

汚損・破損した状態のスマホの撮影画像、修理内容が分かる修理明細、および修理代金の領収書またはレシートのご提出が必要です。

■修理不能保険金をご請求の場合

汚損・破損した状態のスマホの撮影画像、および修理ができないことを証明する書類（またはこれに代わる書類）のご提出が必要です。

■盗難・紛失保険金をご請求の場合

次のいずれかをご提出ください

- 1)警察署への盗難被害証明書、遺失届出証明書を撮影した画像ファイル
- 2)次表の①～⑥をメモした画像（画像を添付できない場合は、マイページの通信欄から次表の①～⑥をご報告ください）

① 届出警察署名
② 届出日
③ 事故発生日時 (****年**月**日 午前・午後**時)
④ 事故発生場所 (**県**市**町**丁目付近)
⑤ 事故の状況 (盗難、紛失時の状況や、どのように気づかれたか、経緯、状況をご報告ください。)
⑥届出受理番号 (警察に受理された被害届、遺失物届の受理番号を控えていただきご報告ください)